

ID: 1595

担当部署: こども福祉部 福祉室 監査指導課

処分の概要	複合型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者の公募指定		
法令名称 根拠条項	介護保険法 第78条の13第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【根拠条文】 (公募指定) 第78条の13 市町村長は、第117条第1項の規定により当該市町村が定める市町村介護保険事業計画において定める当該市町村又は同条第2項第1号の規定により当該市町村が定める区域における定期巡回・随時対応型訪問介護看護等(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護以外の地域密着型サービスであって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護その他の厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)の見込量の確保及び質の向上のために特に必要があると認めるときは、その定める期間(以下「市町村長指定期間」という。)中は、当該見込量の確保のため公募により第42条の2第1項本文の指定を行うことが適当な区域として定める区域(以下「市町村長指定区域」という。)に所在する事業所(定期巡回・随時対応型訪問介護看護等のうち当該市町村長が定めるもの(以下「市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等」という。)の事業を行う事業所に限る。以下「市町村長指定区域・サービス事業所」という。)に係る同項本文の指定を、公募により行うものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日